第六款　加給年金額の加算要件等に関する事項

（老齢厚生年金に係る加給年金額等の特例）

第六十六条　平成二十四年一元化法附則第二十一条の政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる法令の規定とし、同条に規定する者について、同欄に掲げる法令の規定を適用する場合においては、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚生年金保険法第四十六条第六項（改正後厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）	被保険者期間	被保険者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十六条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合法（以下「旧国家公務員共済組合法」という。）附則第七条第一項の規定により旧国家公務員共済組合の組合員の期間とみなされた期間（旧国家公務員共済組合法第二条第一項に規定する旧国家公務員共済組合の組合員の期間をいう。）、旧地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二条第一項に規定する旧地方公務員共済組合の組合員の期間（以下「旧地方公務員共済組合の組合員の期間」という。）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）附則第十六条第一項に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間（以下「旧私立学校教職員共済加入者期間」という。）及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十七条第一項に規定する旧厚生年金保険の被保険者期間（以下「旧厚生年金保険の被保険者期間」という。）を合算した被保険者期間（以下「合算対象期間」という。）とする。）
	その間、同項	その間、平成二十四年一元化法附則第二十一条の規定により読み替えられた第四十四条第一項
改正後厚生年金保険法附則第十六条第一項	被保険者期間の月数が二百四十以上で	被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合法の規定により当該旧国家公務員共済組合の組合員の期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合の組合員の期間とみなされた期間を含む。）、旧地方公務員共済組合法の規定により当該旧地方公務員共済組合の組合員の期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合の組合員の期間とみなされた期間を含む。）、旧私立学校教職員共済法の規定により当該旧私立学校教職員共済加入者期間（他の法令の規定により当該旧私立学校教職員共済加入者期間とみなされた期間を含む。）及び旧厚生年金保険の被保険者期間（他の法令の規定により旧厚生年金保険の被保険者期間とみなされた期間を含む。）を合算した被保険者期間とする。）の月数が二百四十以上で
第四十四条第一項中	取得した当時、当該	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十三第一項第一号の規定により読み替えられた第四十四条第一項中「他の期間（以下この項において「他の期間」という。）」とあるのは「他の期間」と、
取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	取得した当時、当該	又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該

請求があつた当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間		請求があつた当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十六条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合法（以下「旧国家公務員共済組合法」という。）の旧国家公務員共済組合の組合員の期間（以下「旧国家公務員共済組合の組合員の期間」という。）、旧地方公務員共済組合法（以下「旧地方公務員共済組合法」という。）の旧地方公務員共済組合の組合員の期間（以下「旧地方公務員共済組合の組合員の期間」という。）、旧私立学校教職員共済法（以下「旧私立学校教職員共済法」という。）の旧私立学校教職員共済加入者期間（以下「旧私立学校教職員共済加入者期間」という。）及び旧厚生年金保険の被保険者期間（以下「旧厚生年金保険の被保険者期間」という。）を合算した被保険者期間とする。）
第四十四条第一項中	厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四条第一項中「他の期間（以下この項において「他の期間」という。）」とあるのは、	厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四条第一項中「他の期間（以下この項において「他の期間」という。）」とあるのは、
当時、当該	当時、当該	当時当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十六条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合法の旧国家公務員共済組合の組合員の期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合の組合員の期間とみなされた期間を含む。）、旧地方公務員共済組合法の旧地方公務員共済組合の組合員の期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合の組合員の期間とみなされた期間を含む。）、旧私立学校教職員共済法の旧私立学校教職員共済加入者期間（他の法令の規定により当該旧私立学校教職員共済加入者期間とみなされた期間を含む。）及び旧厚生年金保険の被保険者期間（他の法令の規定により旧厚生年金保険の被保険者期間とみなされた期間を含む。）を合算した被保険者期間とする。）
又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該	又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該	又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該
改正後厚生年金保険法附則第十六条第二項		
第四十四条第一項中	厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四条第一項中「他の期間（以下この項において「他の期間」という。）」とあるのは、	
当時、当該	当時、当該	
又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該	又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該	
改正後厚生年金保険法附則第十六条第三項		
第四十四条第一項中	厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四条第一項中「他の期間（以下この項において「他の期間」という。）」とあるのは、	
取得した当時、当該	取得した当時、当該	
取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	取得した当時、当該	
又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該	又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該	